

浦野家通信 9月

〒550-0012
大阪市西区立売堀1-9-10
HOWAビル701号
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第83号
発行人:所員一同



朝晩が涼しくなってくる季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。さわやかな秋を満喫なさいますようお願いいたします。



お知らせ



11日(月)

・8月分源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付

10月2日(月)

・7月決算法人の確定申告と納税
・1月決算法人の中間申告と納税
・1月、4月、10月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告と納税
・8月分社会保険料納付

クラウド会計導入の メリット

クラウド会計と聞くとなんとなく難しい印象を持ってしまう人も多いのではないのでしょうか。プラン設定、銀行口座やカードの連携など最初に行うことはありますが、メリットも多いです。

- ①記帳に行く必要がない
→最初に銀行口座を連携すれば記帳をしなくても口座状況を確認することができます。
- ②資料を送る手間が省ける
→通帳のコピーやカード明細などを印刷する必要がなくなります。仮に紙の明細を失くしてもカード情報を連携していればクラウド会計内で明細情報を確認することが可能です。
- ③インボイス制度に対応できる
→10月から始まるインボイス制度ですが、取引先のインボイス番号をクラウド会計上で管理することができます。また電子帳簿保存法にも対応できます。
- ④好きな時に試算表などが確認できる
→スマートフォンやパソコンなどが手元があれば、いつでも経営状況や財務成績が確認できます。



まだ導入されていない方も是非ご検討ください。

新NISA制度についてご存じですか？

2024年1月から始まる新NISA制度は、「投資枠の拡大」「投資期間の無期限化」など、これまで限定的なものであった現行NISA制度と比べて、新NISA制度は恒久的な制度となり、今後の個人の資産運用を検討するにあたって欠かせない1つのツールとなりそうです。現行NISA制度にはなかった新NISA制度の特徴的な「4つのポイント」を紹介いたします。

ポイント1: 年間の非課税投資枠の拡大

現行の「つみたてNISA」が40万円、「一般NISA」が120万円だった年間非課税投資枠が、「新NISA」では360万円と大幅に拡大します。(生涯で非課税投資枠が1,800万円まで拡大)

ポイント2: 非課税保有限度額(総枠)の引上げ

現行NISAでは、「つみたてNISA」は年間40万円×20年間=800万円、「一般NISA」では年間120万円×5年間=600万円が非課税の保有限度額でした。

「新NISA」では1,800万円と大幅に引上げられます。ただし、以下で触れるつみたて投資枠と成長投資枠ごとに上限額が定められています。

ポイント3: 非課税保有期間が無期限

現行NISAでは有限だった非課税保有期間が、無期限(恒久化)とされ、これまでよりも長期的な投資が可能になります。

ポイント4: 売却で投資枠が翌年以降復活

現行NISAでは売却時に投資枠が復活しませんが、新NISAでは売却分の非課税保有限度額が再利用可能となります。

項目	現行NISA		新NISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
最大利用可能額	800万円	600万円	1,800万円 内数として1,200万円	
年間投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最大20年	最大5年	無期限	
制度選択	併用不可		併用可	
制度実施期間	~2023年末		2024年1月~制度恒久化	
対象年齢	18歳以上		18歳以上	
購入方法	積立	スポット・積立	積立	スポット・積立
対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	つみたてNISAと同じ	国内および外国の上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等(一部対象除外あり)
ロールオーバー(移管)	不可	可	不要 ※現行NISAからのロールオーバーも不可	

実りの秋、そして食欲の秋！

果物や野菜の収穫時期がやってくる秋におすすめなのが果物狩り・野菜収穫体験です。摘みたての美味しい果物や、採れたての新鮮野菜を思いっきり味わえますね。多くの果物が旬を迎えますが、ぶどう狩りで熟しているぶどうを見極めるコツとして、「ブルーム」と呼ばれる白い粉の付いたものに注目！熟したぶどうの目印となり、乾燥を防ぐ役割もあるので、食前まで拭かないようにご注意ください。

他にも9月は、桃・ぶどう・メロン・りんご・シャインマスカット・栗が旬です！



防災の日



毎年9月1日は「防災の日」

8月30日から9月5日は「防災週間」

9月の一か月間は「防災月間」です。

防災の日は1923年(大正12年)9月1日(土)に発生した関東大震災にちなんだもので、関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えという意味を含めて、1960年(昭和35年)に、内閣の閣僚了解により制定されました。防災の日および防災週間では、各地で災害についての認識を深めるための防災フェアや防災訓練などが予定されていますので積極的に参加してみたいかがでしょうか。